

保護者各位

### インフルエンザにおける書類提出について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、感染した生徒が登校できない期間です。なお、出席停止のため、休んだ期間は欠席扱いにはなりません。

生徒を再登校させる際には、インフルエンザの場合に限り、下記の「インフルエンザ報告書」を担当へご提出ください。（他の感染症は医師による治癒証明書のみ適応となります）

＜インフルエンザ出席停止期間の基準＞

発熱した日を「0日」とし翌日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする

例)

	0日 (発熱した日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日
症状	⇔ 発熱 ⇔		解熱	解熱後1日	解熱後2日		*書類を持参
登校	×	×	×	×	×	×	○

日本大学豊山女子高等学校・中学校  
校長 柳澤一恵殿

保護者が記入

### インフルエンザ報告書

中・高 年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザ（A型・B型・未判定）と診断を受け、\_\_月\_\_日から\_\_月\_\_日まで欠席させていましたが、出席停止解除の基準を全て満たし回復しましたので、\_\_月\_\_日より登校します。

チェック	出席停止解除基準
1	発熱した日を「0日」とし翌日から数えて5日を経過している *発熱日：__月__日
2	解熱後2日を経過している *朝から平熱に戻った日を1日と数えます
3	登校しても活動できる状態に症状が回復している ・咳がひどくない    ・食欲がある    ・起き上がっていてもつらくない

受診した医療機関名： \_\_\_\_\_

\_\_年\_\_月\_\_日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印